

事務連絡
令和7年1月31日

港区内実施医療機関 御中

港区みなと保健所保健予防課長事務取扱
参事 西山 裕之

HPVワクチンキャッチアップ接種の経過措置について（情報提供）

平素から港区の保健行政に御理解及び御協力いただき、誠にありがとうございます。

令和6年12月18日に開催されました厚生科学審議会において、HPVワクチンのキャッチアップ対象者の未完了者について、令和7年4月1日から1年間の経過措置を設ける方向性が示されました。

既に港区医師会から経過措置についてのお知らせは受け取っているかと思いますが、区から改めてお知らせいたします。注意点についてもご案内しておりますので、お手数をおかけいたしますが、該当者にご説明いただきますようご協力をお願いいたします。

記

1 経過措置対象者

平成9年（1997年）4月2日から平成21年（2009年）4月1日の間に生まれた女性で、キャッチアップ接種期間の令和4年4月1日から令和7年3月31日の期間中に1回以上接種して、未接種回数がある人

2 経過措置期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日の一年間。

該当例

- ①令和5年5月10日に1回目を接種→経過措置対象者
- ②令和2年4月3日に1回目、令和6年10月6日に2回目を接種→経過措置対象者
- × ③令和3年10月18日1回目、令和4年1月15日に2回目を接種 → 非該当

※令和4年4月1日から令和7年3月31日のキャッチアップ接種実施期間中に1回以上接種していることが該当条件です。上記③の場合は、令和7年3月31日までに接種しないと令和7年4月1日以降は自費扱いになります。

【裏面あり】

3 周知及び予診票について

港区で接種完了の記録が確認できない区民には、個別に勧奨はがきを送付します(令和7年2月中旬送付予定)。

現在、区民に送付している予診票の有効期限は「令和7年3月31日」です。令和6年度内に3回の接種を完了できず、経過措置に該当する区民が4月以降に残りの回数を接種する場合は、予診票の再発行が必要となりますので、令和7年4月以降にみなと保健所保健予防課に電話連絡するか、電子申請で有効期限が延長された予診票を申し込むよう、区民に伝えてください。

注意！

※予診票の有効期限の日付を手書きで修正したものは無効です。原則、委託料はお支払いできませんのでご注意ください。

有効期限の手書き改ざん、接種間隔の誤りがあると委託料はお支払いできない場合があります。特に他区民(住所が港区以外の 22 区内の人)が港区内の医療機関で接種した場合において、委託料をお支払いできないケースが発生しております。

4 その他

港区のホームページに予防接種実施医療機関向けの専用ページを作成しています。この通知に加え、新しい情報が入りましたら順次資料を掲載していきます。経過措置に関する国の広報周知ページや自治体向け説明会の資料もこちらから確認できますのでご利用ください。

資料の場所：港区ホームページトップページ > 健康・福祉 > 健康・医療 > 予防接種
> 予防接種実施医療機関専用ページ > 区内予防接種実施医療機関専用入口はこちら

<https://www.city.minato.tokyo.jp/hokenyobou/yobousesseyu/iryokikansenyou.html>



【問合せ先】みなと保健所保健予防課保健予防係
(港区三田一丁目4番10号) 電話：03-6400-0081